



令和8年度 川越市



住宅用脱炭素化設備等導入奨励金（前期）

申請の手引き

川越市では、地球温暖化を防止するため、御自宅に脱炭素化設備を設置された方やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を取得した方を対象に、奨励金を交付します。

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）までに工事が完了する事業を対象に、原則、工事完了後申請にて受付します。（工事完了日は対象設備に係る経費の支払いを証する書類の日付又は工事完了証明書の日付のいずれか遅い日付で判断します。）

【申請前に御確認ください。】

- ・申請書類及び実績報告書類に必要な添付書類を予めよく御確認ください。
- ・既存住宅に対象設備を設置する場合は、実績報告書提出時に「工事着手前の写真」を貼付していただく必要がありますので御注意ください。
- ・同一年度にできる申請は1回のみです。（前期で申請した方は抽選の結果交付が受けられない場合でも後期受付分での申請はできません。）
- ・申請者多数の場合は、申請者全員を対象に抽選を行い、交付対象者を決定します。抽選となった場合、その結果により奨励金の交付を受けられない場合がありますので、御了承ください。

申請受付期間（前期）

令和8年9月1日（火）午前9時から

令和8年9月24日（木）午後4時（必着）

※受付期間外に申請書を提出することはできません。

※先着順ではありません。受付期間内に申請のあった方全員を対象に抽選を行います。

交付対象設備／交付金額

交付対象設備		交付金額
A （脱炭素化設備） 既存住宅のみ	（1）太陽光発電システム（3kW以上） （蓄電池又はV2Hを同時に設置工事するものに限る。）	交付対象設備ごとに 30,000円（定額）
	（2）定置用リチウムイオン蓄電池（4kWh以上） （太陽光発電システムと連系するものに限る。）	
	（3）エネファーム	
	（4）V2H充放電設備 （太陽光発電システムと連系するものに限る。）	
	（5）太陽熱利用システム	15,000円（定額）
B	（6）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	100,000円（定額）

※交付対象設備A（1）から（5）はすべて既存住宅のみが対象です（新築住宅は対象外）

交付対象設備Aについては、複数の設備を同時に交付申請することができます。

ただし、交付対象設備Aと交付対象設備Bを併せて申請することはできません。

なお「新築住宅」とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）の第2条第2項に規定されているものを指します。

申請方法

- (1) 川越市電子申請届出サービス
(市ホームページ上のリンクからアクセスして申請できます。
電子申請へのリンクは申請受付期間のみアクセス可能)



市ホームページの二次元コード

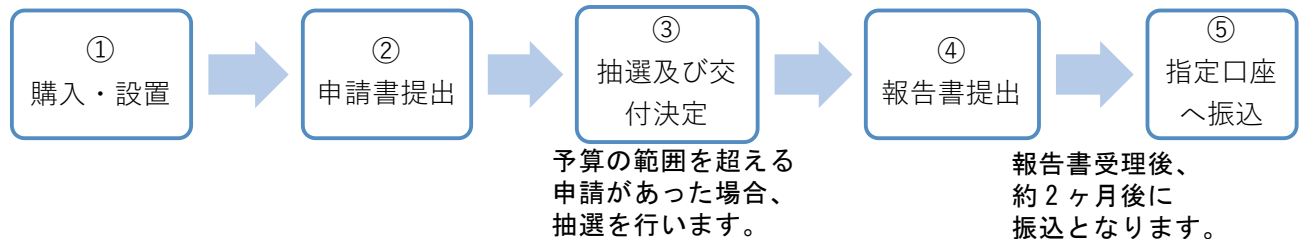
※令和8年度より受付方法が電子申請のみに変わりました。
電子申請システムの利用が困難な場合は事前に環境政策課へ御相談ください。

交付の対象者

- (1) 次のいずれかに該当する方
 - A 脱炭素化設備
 - ・自ら居住する市内の個人住宅に交付対象設備を設置し、取得した方
 - B ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）
 - ・自ら居住するために建築又は改修した個人住宅が、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている方
 - ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている新築住宅を購入し、引渡しを受けた方
- (2) 実績報告書提出の時点で川越市に住民登録があり、市税の滞納がない方
- (3) 過去に同一の交付対象設備に係る補助金の交付を受けていない方（世帯）
- (4) 同一の交付対象設備について、市が実施する他の補助金を受けていない方（世帯）

申請手続きの流れ

申請者（設置者）は、交付対象設備の工事が完了してから奨励金の申請をすることができます。建売の場合は、引渡しを受けてから奨励金の申請をすることができます。



1 交付要件について

◆ 共通の交付要件

- (1) 工事完了（建売の場合は引渡し）後に申請し、交付決定を受けること。
令和8年9月末までに工事が完了し、交付対象設備等を取得する予定の場合は、工事完了前でも申請を受け付けます。
- (2) 令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）までの期間中に工事を完了し、令和8年11月26日（木）午後4時までに、実績報告書及び必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態で提出できること。
※領収書又は支払い証明書等に記載された日付又は工事完了日等証明書に記載された日付のいずれか遅い日付を交付対象設備等の工事完了日と判断します。
- (3) 設置前又は入居前に使用に供されていないものであること（中古品は交付対象外）。
- (4) 交付対象設備の本体代金等を申請者本人が負担すること。
- (5) 市が実施する他の補助制度の交付を受けた設備又は受けようとする設備でないこと。

◆ **太陽光発電システムの交付要件（既存住宅のみ）**

- (1) 低圧配電線と逆潮流ありで連系するもの
- (2) 申請者（設置者）が電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるもの（**全量売電は対象外**）
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が**3 kW以上**のもの
※公称最大出力に小数点第3位以下がある場合には、これを切り捨てます。
＜例＞ 2.995 kWの場合 → 2.99 kW（交付対象外）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備を同時に設置するものに限る。

※ 注 意 ※

カーポート等に太陽光発電システム等を設置する場合、あらかじめ**建築確認申請が必要な場合があります**。手続きが適切に行われていない場合、奨励金を交付できませんので御注意ください。詳しくは建築指導課へ御確認ください。

◆ **定置用リチウムイオン蓄電池の交付要件（既存住宅のみ）**

- (1) 一般財団法人環境共創イニシアチブが定める「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器のうち、公称容量が**4 kWh以上**のもの
（法人ホームページ（<https://zehweb.jp/registration/battery/>）で御確認ください。）
- (2) 太陽光発電システムと連系するもの

◆ **エネファームの交付要件（既存住宅のみ）**

一般社団法人 燃料電池普及促進協会が登録する家庭用燃料電池システム
（協会ホームページ（http://fca-enefarm.org/registration_list.html）で御確認ください。）

◆ **V2H充放電設備の交付要件（既存住宅のみ）**

- (1) 一般社団法人 次世代自動車振興センターが定める「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器であるもの
（協会ホームページ（<http://www.cev-pc.or.jp/>）で御確認ください。）
- (2) 電気自動車等に搭載された蓄電池と分電盤を接続することで、住宅の電力として使用できる機能を有するもの
- (3) 太陽光発電システムと連系するもの

◆ **太陽熱利用システムの交付要件（既存住宅のみ）**

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの
（財団ホームページ（<http://www.cbl.or.jp/>）で御確認ください。）

◆ **ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の交付要件（新築住宅・既存住宅）**

次の(1)～(3)の全てに該当するものであること。

- (1) 以下ア又はイのいずれかに該当するもの
ア 以下（ア）～（エ）のすべてを満たすZEH
（ア）平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA）が0.6以下であること
（イ）再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること。
（ウ）再生可能エネルギーを導入していること。

(エ) 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること。

イ 以下(ア)～(ウ)のすべてを満たすZEH Oriented

(ア) 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)に建築されていること。

(イ) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること。

(ウ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証のうちBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)において、ZEHの認証を受け、当該認証に従って施工されたもの

(3) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域に立地しないもの

《注意》

○個人の住宅が対象です。法人名での申請は出来ません。

○契約書や領収書などの各種添付書類の名義は、申請者本人である必要があります。

○ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)及び脱炭素化設備の奨励金交付申請については併用することができません。

2 申請時の添付書類について

(1) 委任状(代理人を設定した場合のみ)

※委任状の書式は任意です。ただし作成日、委任者氏名(署名又は記名・押印)・住所・連絡先、代理人氏名(代理人が事業者に属する場合は事業者名称及び担当部署名も必要)・住所・連絡先及び委任事項が記載されていること。雛形も用意してありますので必要に応じて御利用ください。雛形は川越市公式ホームページ又は電子申請フォームからダウンロードできます。)

※委任状については紙で作成したものを変換して電子データとして提出いただきますが、原本はすべての申請手続きが完了するまで必ず保管してください。

(2) 工事請負契約書、売買契約書、又は見積書の写し(経費の内訳*が明記されているもの)

※設置する各機器(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等)のメーカー名、型式(蓄電池においてはパッケージ型番及び公称容量)、設置数量及び設置に要する費用等の各金額が分かる書類とします。またネット・ゼロ・エネルギー・ハウスについては建物の建築又はリフォームに係る経費が分かる書類とします。

(3) BELS評価書の写し(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのみ)

《注意》

○申請書ポイントチェック表により添付書類等を御確認ください。

○申請時に必要な書類以外は添付しないでください。実績報告書等については交付決定後の提出となります(実績報告書等は申請時にお預かりしておりません。)

○原則、工事完了後(建売の場合は引渡し後)に申請する必要があります。

3 抽選及び交付決定

予算を上回る申請があった場合、抽選を実施いたします。抽選では当選者のほか、落選者の中から補欠対象の順番を決定します。結果は、市ホームページで公表するとともに、郵送にて申請者全員に通知します。

当選した方には「交付決定通知書」、落選した方には「不交付決定通知書」を送付します。交付決定済みの方は、速やかに「実績報告書」を御提出くださいますようお願いいたします。

《注意》

抽選の結果、落選した場合でも、当選者の辞退等により、補欠番号順に繰り上げ当選とさせていただきます場合があります。繰り上げ当選が決定した場合は、すみやかに該当者へ通知します。なお、繰り上げ当選者の実績報告書提出期限については、別途御案内いたします。

また、予算残額の状況等により、繰り上げ当選ができない場合もあります。

4 実績報告について

◆ 提出期限

令和8年11月26日（木）午後4時

《注意》

令和8年11月26日（木）は最終期限です。交付対象設備の設置が完了した場合は、速やかに提出してください。

実績報告書は、最終期限までに必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、御注意ください。

なお、申請時と実績報告時で手続きを行う代理人が変更となる場合は改めて委任状の提出が必要となります。事前に環境政策課へ御相談ください。

◆ 提出書類

(1) 共通

① 交付対象設備の設置に係る領収書又は経費の支払いを証する書類

※但し書き等で、交付対象設備ごとの領収金額が確認できるもの

※ローン支払等により、領収書が出ない場合、事業者へ支払い証明書の発行を依頼してください。

※銀行振込等で領収書及び支払い証明書の発行が困難である場合は振込日、振込相手先、振込金額及び振込依頼人（申請者と同一）が明記されている振込明細書等に請求書等の振込金額の内訳がわかるものを併せて添付してください。

※ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスについては建物の建築又はリフォームに係る経費が分かるもの

※令和8年4月1日から令和8年9月30日までの日付が記されたもの

領 収 書	
川越 太郎 様	令和8年〇月×日
金額 ￥3,300,000-	
但	太陽光発電システム設置代として ￥1,500,000-
	エネファーム設置代として ￥1,800,000-
△△△株式会社	

申請時の「設置に要する経費」と整合が取れること。

但し書き等で確認ができない場合には、領収書の内訳を添付してください。

- ② 交付対象設備等の設置場所の工事前写真（カラー写真に限る。）
 ※既存住宅へ交付対象設備等を設置した方又は既存住宅を改修しネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている方は提出が必要となります。
- ③ 工事完了日等証明書（交付決定通知とともに送付した書類に事業者が記入したもの）
- ④ 振込先口座情報の確認書類（通帳の写し等の銀行名、支店名、口座種別、口座名義人（カタカナ）のすべてが確認できるもの）
- ⑤ 住民登録情報及び市税の滞納状況に係る調査の同意書
 （交付決定通知とともに送付した書類に申請者本人が自署又は記名押印したもの）

＜注意＞

同意書を御提出いただいて市（環境政策課職員）において調査を行った結果、実績報告書提出日の時点で設置場所に住民登録がない場合、または市税（市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）のいずれかに未納があることが判明した場合は補助金の交付が受けられません。

※以下の書類⑥、⑦については、市において住民登録及び市から課税される税金の滞納状況を調査することについて同意した場合（⑤を提出いただく場合）は不要です。

- ⑥ 申請者の世帯全員の住民票の写し（コピー不可、発行から3か月以内のもの）
 ※マイナンバーが記載されていないものを御提出ください。
 ※実績報告書を提出するまでに、住民異動の手続きを行い、新住所の住民票を提出してください。
 ※手数料が200円かかります。
 ※窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。
 ※代理の方が取得する際には、所定の委任状（注：奨励金申請とは別のもの）の提出、代理の方の印鑑及び公的な身分証明書の提示が必要です。
- ⑦ 納税証明請求書兼証明書（所定の様式による、発行から1か月以内のもの）
 ※他市町村から川越市に転入される場合にも、川越市の市税すべてに滞納がないことの証明を取得し提出してください。以前お住いの市町村のものは必要ありません。
 ※誤って、課税証明書や市県民税のみの納税証明を取得される方がいらっしゃいます。必ず市税すべてに滞納がないことの証明書を取得してください。

＜市税すべての滞納がないことの証明書を取得する方法＞

- 所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分～16時30分までとなります。
- 納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。
- 口座振替により納付している方で、納期限の日から1週間以内に交付を受ける際には、振替済みの結果を記帳した通帳（写し可）を持参してください。
- 証明手数料が200円かかります。
- 窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。
- 代理の方が取得する際には、所定の納税証明書用の委任状（注：奨励金申請とは別のもの）の提出が必要です。
- コンビニ交付サービスでは納税証明請求書兼証明書は交付できません。
 必ず窓口にて証明書を取得いただきますようお願いいたします。
 ※詳しくは収税課へお問い合わせください。

(2) 太陽光発電システム

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真
(モジュール、パワーコンディショナーの2種)

※設置したモジュールが撮影できない場合は、設置図面を追加して添付すること。

- ② 機器の性能を証する書類(出力対比表又はパンフレットの写し等のいずれか)
③ 電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し(「接続契約の御案内」の写し等)
④ 定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備と連系していることを確認できる書類(モニター画面の写真又は電気の流れが分かる配線図面等のいずれか)

(3) 定置用リチウムイオン蓄電池

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真(蓄電池本体)
② 定置用リチウムイオン蓄電池の保証書の写し
(保証書については販売店名、引き渡し日(又は購入日)、購入者氏名(申請者と同じ)が記載されていること、申請者自身で記入しても可)
③ 設置場所を示す図面(住宅敷地内又は屋内のどこに設置されているかがわかる図面)
④ 太陽光発電システムと連系していることを確認できる書類
(モニター画面の写真又は電気の流れが分かる配線図面等のいずれか)

(4) エネファーム

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真(貯湯・燃料電池ユニット)
② エネファームの保証書の写し
(保証書については販売店名、引き渡し日(又は購入日)、購入者氏名(申請者と同じ)が記載されていること、申請者自身で記入しても可)
③ 設置場所を示す図面(住宅敷地内のどこに設置されているかがわかる図)

(5) V2H充放電設備

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真(V2H充放電設備本体)
② 設置場所を示す図面(住宅敷地内のどこに設置されているかがわかる図)
③ V2H充放電設備の保証書の写し
(保証書については販売店名、引き渡し日(又は購入日)、購入者氏名(申請者と同じ)が記載されていること、申請者自身で記入した場合も可)
④ 太陽光発電システムと連系していることを確認できる書類
(モニター画面の写真又は電気の流れが分かる配線図面等のいずれか)

(6) 太陽熱利用システム

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真(集熱器、蓄熱槽の2種)
② 太陽熱利用システムの保証書の写し
(保証書については販売店名、引き渡し日(又は購入日)、購入者氏名(申請者と同じ)が記載されていること、申請者自身で記入しても可)

(7) ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真(建物全景)
② BELS評価書に基づく施工証明書(所定の様式に事業者が記入したもの)

5 交付金額の確定

市は、実績報告書類の審査及等により、交付すべき奨励金の額を確定し、通知します。

また必要に応じて現地調査を実施します。現地調査では、設備の設置状況を確認するため設置場所の写真を撮影する場合がありますので、予め御了承ください。また、現地調査等で不明な点があった場合、追加で書面等の提示又は提出を求めることがあります。

確定した奨励金は、申請者（設置者）名義の金融機関口座へ振込により交付します。なお、振込までの目安は実績報告書が不備なく提出されてから2か月程度です。（振込日のお知らせは行っていません。）

6 アンケート、発電量等の報告

奨励金の交付を受けた方を対象に設置後のアンケートへ御協力をお願いしています。

また、太陽光発電システム、エネファーム又はZEHを設置・取得された方には、翌年度（令和9年4月からの1年間）の月々の発電量等の報告をお願いしています。

後日、依頼文をお送りしますので、御協力をお願いします。

7 申請者（設置者）の義務

申請者（設置者）は、奨励金を受領し設置した設備について、奨励金の交付決定を受けた日の翌年度から5年間（令和8年度に交付決定を受けた方は令和9年4月から令和14年3月まで）、適切な管理を継続しなければなりません。

やむをえない事情で処分、譲渡等を行う場合には、あらかじめ環境政策課へ御相談ください。

【本事業に関するお問い合わせ】

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5866

FAX 049-225-9800

電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（メール送信の際は★を@に置き換えてください。）